事例番号:380210

原 因 分 析 報 告 書 要 約 版

産 科 医 療 補 償 制 度
原因分析委員会第一部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 41 週 1 日　分娩誘発のため入院

4) 分娩経過

妊娠 41 週 1 日　内診で子宮口開大 1cm、展退 0-30%のためﾒﾄﾛｲﾘﾝﾃﾙ挿入

妊娠 41 週 2 日

6:30　陣痛未発来のためｼﾞﾉﾌﾟﾛｽﾄ注射液による分娩誘発開始

7:00　陣痛開始

15:35 頃- 胎児心拍数陣痛図上、軽度変動一過性徐脈出現

16:15 頃- 胎児心拍数陣痛図上、遷延一過性徐脈出現

16:45- 胎児心拍数陣痛図上、基線細変動減少、軽度遷延一過性徐脈および高度遅発一過性徐脈出現

17:40- 胎児心拍数陣痛図上、基線細変動消失、遅発一過性徐脈を認める

17:53　経腟分娩

5) 新生児期の経過

⑴ 在胎週数:41 週 2 日

⑵ 出生時体重:3600g 台

⑶ 臍帯動脈血ｶﾞｽ分析:pH 7.12、BE -11.4mmol/L

⑷ ｱﾌﾟｶﾞｰｽｺｱ:生後 1 分 3 点、生後 5 分 7 点

⑸ 新生児蘇生:人工呼吸(ﾊﾞｯｸﾞ・ﾏｽｸ)

⑹ 診断等:

出生当日 新生児仮死

⑺ 頭部画像所見:

生後 4 日 頭部 MRI で大脳基底核・視床に信号異常を認め、低酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

⑴ 施設区分:診療所

⑵ 関わった医療ｽﾀｯﾌの数

医師:産科医 1 名

看護ｽﾀｯﾌ:助産師 3 名

2. 脳性麻痺発症の原因

⑴ 脳性麻痺発症の原因は、分娩経過中に生じた胎児低酸素・酸血症により低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考える。

⑵ 胎児低酸素・酸血症の原因は、臍帯圧迫による臍帯血流障害の可能性がある。

⑶ 胎児は、妊娠 41 週 2 日の分娩第 1 期後半に低酸素の状態となり、その状態が出生まで進行して低酸素・酸血症に至ったと考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020 年 4 月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

⑴ 妊娠中の管理は一般的である。

⑵ 妊娠 41 週 0 日、内診を実施し妊娠 41 週 2 日分娩誘発としたこと、分娩誘発について文書を用いて説明し同意書を取得したことは、いずれも一般的である。

2) 分娩経過

⑴ 妊娠 41 週 1 日、分娩誘発目的で入院した後の対応(適宜分娩監視装置装着)は一般的である。

⑵ 妊娠 41 週 0 日、内診で子宮口開大 1cm、展退 0-30%であり、ﾒﾄﾛｲﾘﾝﾃﾙによる分娩誘発を行ったこと、およびﾒﾄﾛｲﾘﾝﾃﾙ使用時の分娩監視方法は、いずれも一般的である。

⑶ 妊娠 41 週 2 日、ﾒﾄﾛｲﾘﾝﾃﾙ脱出後、陣痛未発来であり、ｼﾞﾉﾌﾟﾛｽﾄ注射液による分娩誘発を行ったこと、ｼﾞﾉﾌﾟﾛｽﾄ注射液の投与法（開始時投与量、増量法）および投与中の分娩監視方法は、いずれも一般的である。

⑷ 胎児心拍数陣痛図上、16 時 45 分以降胎児心拍数波形ﾚﾍﾞﾙ 4 と判断される状況でｼﾞﾉﾌﾟﾛｽﾄ注射液を継続投与したこと、およびその後も経過観察をしたことは、いずれも基準を満たしていない。

⑸ 臍帯動脈血ｶﾞｽ分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

新生児蘇生（酸素投与、ﾊﾞｯｸﾞ・ﾏｽｸによる人工呼吸）および努力呼吸が改善せず、筋緊張が弱いため高次医療機関 NICU に搬送したことは、いずれも一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

⑴ 子宮収縮薬（ｼﾞﾉﾌﾟﾛｽﾄ注射液）の使用については「産婦人科診療ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ－産科編 2026」を再度確認し、胎児心拍数波形ﾚﾍﾞﾙ分類に沿った対応と使用をする必要がある。

⑵ 胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。

【解説】胎盤病理組織学検査は、子宮内感染や胎盤の異常が疑われる場合、また重症の新生児仮死が認められた場合には、その原因の解明に寄与する可能性がある。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

胎児心拍数陣痛図を 5 年間保存しておくことが望まれる。

【解説】妊娠 40 週 0 日妊婦健診時に装着した胎児心拍数陣痛図について新生児搬送先へ提出した際に紛失していた。胎児心拍数陣痛図は患者情報において重要な資料であり、新生児搬送先へ資料原本を提出する場合は、その後の管理方法を決めておくことが

望まれる。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

⑴ 学会･職能団体に対して

なし。

⑵ 国･地方自治体に対して

なし。